

広島県告示第三百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十七年広島県告示第四百十六号	
所在地	広島県東広島市西条町大字助実地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
	区域の名称	土砂災害の自然現象の発生原因
土砂災害特別警戒区域	中尾川（七三二八）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣a）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣b）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣c）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣d）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣e）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣f）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣g）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣h）地区	土石流
	中尾川（七三二八隣i）地区	土石流

地区 中尾川（七三二八隣j）

土石流

地区 中尾川（七三二八隣j）

土石流